現行	新	適用
第1編 共 通 編 第1章 総 則 第1節 総 則 1-1-2 用語の定義 22. 連絡	第1編 共 通 編 第1章 総 則 第1節 総 則 1-1-2 用語の定義 22. 連終	
<ul> <li>26. 連翰</li> <li>連絡とは、監督職員と受注者または現場代理人の間で、契約書第18条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどの署名または押印が不要な手段により互いに知らせることをいう。</li> <li>26. 書面</li> <li>書面とは、手書き、印刷物等による工事打合せ簿等の工事帳票をいい、発行年月日を記載し、署名または押印したものを有効とする。ただし、情報共有システムを用いて作成され、指示、承諾、協議、提</li> </ul>	22. 理粉 連絡とは、監督職員と受注者または現場代理人の間で、契約書第18条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、ロ頭、ファクシミリ、電子メールなどにより互いに知らせることをいう。  26. 書面 書面とは、工事打合せ簿等の工事帳票をいい、情報共有システムを用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われたものを有効とする。ただし、やむを得ず、情報共有システムを用いない場合	押印等の見直しに伴う規定の 変更。
出、報告、通知が行われた工事帳票については、署名または押印がなくても有効とする。 38. 検査職員 検査職員とは、契約書第31条第2項の規定に基づき、工事検査を行うために発注者が定めた者をいう。	は、発行年月日を記載し、記名(署名または押印を含む)したものも有効とする。 38. 検査職員 検査職員とは、契約書第32条第2項の規定に基づき、工事検査を行うために発注者が定めた者をいう。 37. 段階確認 段階確認とは、設計図書に示された施工段階において、監督職員が臨場等により、出来形、品質、規格、	第3編1-1-1から編入
37. 工事検査	数値等を確認することをいう。 38.技術検査 技術検査とは、北海道開発局工事技術検査要領(昭和43年8月24日北開局工第37号)に基づき行うものを いい、請負代金の支払いを伴うものではない。 39.工事検査	第3編1-1-1から編入
38. 検査職員 39. 同等以上の品質 40. 工期 41. 工事開始日	40. 検査職員 41. 同等以上の品質 42. 工期 43. 工事開始日	
42. 工事着手 43. 準備期間 44. 工事 45. 本体工事 46. 仮設工事 47. 工事区域 48. 現場	44. 工事着手 45. 準備期間 46. 工事 47. 本体工事 48. 仮設工事 49. 工事区域 50. 現場	
49. 50. 49. 51. 50. 現場発生品 51. JIS規格	51. St. 52. 現場発生品 52. 現場発生品 53. JIS規格	
<ul><li>1-1-3 設計図書の服査等</li><li>1. 図面原図の貸与</li><li>受注者からの要求があり、監督職員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図を貸与することができる。ただし、共通仕様書等市販・公開されているものについては、受注者が備えなければならない。</li></ul>	1-1-3 <b>設計図書の照査等</b> 1. 図面原図の貸与 受注者からの要求があり、監督職員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図 <mark>若しくは電子データ</mark> を貸与することができる。ただし、共通仕様書等市販・公開されているものについては、受注者が備えなければならない。	設計業務等共通仕様書と表現 を統一。
1-1-7 工事用地等の使用 2. 用地の確保 設計図書において受注者が確保するものとされる用地及び工事の施工上受注者が必要とする用地については、自ら準備し、確保するものとする。この場合において、工事の施工上受注者が必要とする用地とは、営繕用地(受注者の現場事務所、宿舎、駐車場)及び型枠または鉄筋作業場等専ら受注者が使用する用地並びに構造物掘削等に伴う借地等をいう。	1-1-4 施工計画書 2. 用地の確保 設計図書において受注者が確保するものとされる用地及び工事の施工上受注者が必要とする用地については、自ら準備し、確保するものとする。この場合において、工事の施工上受注者が必要とする用地とは、営繕用地(受注者の現場事務所、宿舎、駐車場)及び型枠または鉄筋作業場等専ら受注者が使用する用地並びに発注者の負担により借地する範囲以外の構造物掘削等に伴う借地等をいう。	構造物掘削等に伴う借地に は、発注者の負担により借地 する範囲もあることから規定 に追記。
1-1-14 <b>工事の一時中止</b> 3. 基本計画書の作成 前1項及び2項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する 基本計画書を監督職員を通じて発注者に提出し、承諾を得るものとする。また、受注者は工事の再開に 備え工事現場を保全しなければならない。	1-1-14 <b>工事の一時中止</b> 3. 基本計画書の作成 前1項及び2項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を監督職員を通じて発注者に提出し、協議するものとする。また、受注者は工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。	工事の一時中止に伴う増加費 用等の積算方法について (H28.3.14) 及び本省版ガイ ドラインでは、「発注者に提 出し協議する」と記載

現行	新	適用
1-1-17 支給材料及び貸与品  5. 返還 6. 修理等 7. 流用の禁止 8. 所有権	1-1-17 支給材料及び貸与品 5. 貸与機械の使用 受注者は、貸与機械の使用にあたっては、別に定める請負工事用建設機械無償貸付仕様書によらなければ ならない。 6. 返還 7. 修理等 8. 流用の禁止 9. 所有権	第3編1-1-7から編入
1-1-19 <b>建設副産物</b> 6. 実施書の提出 受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施 状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を発注者に提出しなければな らない。	1-1-19 <b>建設副産物</b> 6. 実施書の提出 受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を <mark>監督職員</mark> に提出しなければならない。	実施書は「発注者に提出」と 記載されているが、他項は 「監督職員に提出」と記載さ れている
1-1-24 施工管理	1-1-24 施工管理 9. 品質記録台帳 受注者は、工事に使用した建設資材の品質記録について建設材料の品質記録保存業務実施要領(案)(国 土交通省大臣官房技術調査課建設システム管理企画室長通達、平成30年3月28日)に基づいて品質記録台 帳を提出しなければならない。	第3編1-1-14から編入
1-1-27 工事中の安全確保 1. 安全指針等の遵守 受注者は、土木工事安全施工技術指針(国土交通大臣官房技術審議官通達、令和2年3月)、建設機械施工安全技術指針(国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日)、「港湾工事安全施工指針(社)日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針(社)日本潜水協会」及び「作業船団安全運航指針(社)日本連上起重技術協会」、JIS A 8972 (斜面・法面工事用仮設設備) を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。	1-1-27 工事中の安全確保 1. 安全指針等の遵守 受注者は、土木工事安全施工技術指針(国土交通大臣官房技術審議官通達、令和3年3月)、建設機械施工安全技術指針(国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日)、「港湾工事安全施工指針(社)日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針(社)日本潜水協会」及び「作業船団安全運航指針(社)日本海上起重技術協会」、JIS A 8972 (斜面・法面工事用仮設設備)を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。 2. 建設工事公衆災害防止対策要綱	諸基準類の改定にともなう
2. 支障行為等の防止         3. 周辺への支障防止	受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱(国土交通省告示第496号、令和元年9月2日)を遵守して災害 の防止を図らなければならない。 3.支障行為等の防止 4.使用する建設機械 受注者は、土木工事に使用する建設機械の選定、使用等について、設計図書により建設機械が指定されて	第3編1-1-15から編入
4. 防災体制 5. 第三者の立入り禁止措置 6. 安全巡視 7. 現場環境改善 8. 定期安全研修・訓練等	いる場合には、これに適合した建設機械を使用しなければならない。ただし、より条件に合った機械がある場合には、監督職員の承諾を得て、それを使用することができる。  5. 周辺への支障防止 6. 防災体制 7. 第三者の立入り禁止措置 8. 安全巡視 9. 現場環境改善 10. 定期安全研修・訓練等   受注者は、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上の時間を割当て、以下の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。なお、作業員全員の参加が困難な場合は、複数回に分けて実施する事も出来る。 11. 施工計画書 12. 安全教育・訓練等の記録 13. 関係機関との連絡 14. 工事関係者の連絡会議 15. 安全優先 17. 災害発生時の応急処置 16. 安全優先 17. 災害発生時の応急処置 18. 地下埋設物等の調査 19. 不明の地下埋設物等の処置 20. 地下埋設物件等損害時の措置	第3編1-1-15から編入

#### 1-1-31 環境対策

#### 6. 排出ガス対策型建設機械

受注者は、工事の施工にあたり表1-1-1に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成29年5月改正法律第41号)」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付建設省経機発第249号)」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程(最終改正平成24年3月23日付国土交通省告示第318号)」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(最終改訂平成23年7月13日付国総環リ第1号)」に基づき指定された排出ガス対策型建機械(以下「排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなければならない。

協力の大学型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。受注者は、トンネル坑内作業において表1-1-2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」(令和元年6月改正経済産業省・国土交通省・環境省令第19号)16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付建設省経機発第249号)」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(最終改訂平成23年7月13日付国総環リ第1号)に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械(以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなければならない。

トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置(黒煙浄化装置付)を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

# 1-1-33 交通安全管理

- 2. 輸送災害の防止
- 3. 交通安全等輸送計画
- 4. 交通安全法令の遵守

受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(平成30年12月改正内閣府・国土交通省令第5号)、道路工事現場における標示施設等の設置基準(建設省道路局長通知、昭和37年8月30日)、道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について(局長通知平成18年3月31日国道利37号・国道国防第205号)、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について(国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知平成18年3月31日国道利38号・国道国防第206号)及び道路工事保安施設設置基準(案)(建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月)に基づき、安全対策を請じなければならない。

- 5. 工事用道路使用の責任
- 6. 工事用道路共用時の処置
- 7. 公衆交通の確保
- 8. 水上輸送
- 9. 作業区域の標示等
- 10. 水中落下支障物の処置
- 11. 作業船舶機械故障時の処理
- 12. 通行許可

受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令(平成31年3月改正政令第41号)第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令(今和元年9月改正政令第109号)第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法(令和元年6月改正法律第37号)第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。

## 1-1-35 諸法令の遵守

- (4) 労働基準法 (平成30年7月改正 法律第71号)
- (8) 雇用保険法(平成30年7月改正 法律第71号)
- (9) 労働者災害補償保険法(平成30年5月改正 法律第31号)

#### 1-1-31 環境対策

#### 6. 排出ガス対策型建設機械

受注者は、工事の施工にあたり表1-1-1に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成29年5月改正法律第41号)」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付建設省経機発第249号)」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程(最終改正平成24年3月23日付国土交通省告示第318号)」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(最終改訂平成28年8月30日付国総環リ第6号)」に基づき指定された排出ガス対策型建機械(以下「排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなければならない。

排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技審査証明事業により評価された挑談ガラ化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。受注者は、トンネル坑内作業において表1-1-2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」(令和元年6月改正経済産業省・国土交通省・環境省令第1号)16条第1項第2号もしくは第20条第1月第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付建設省経機条第

249号)」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(最終改訂平成28年8月30日付国総環リ第6号)に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械(以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなければならない。 全設機械等」という。)を使用しなければならない。 トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成7年度建

トンイル工事用排出刀ス対東空建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成/年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置(黒煙浄化装置付)を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

# 1-1-33 交通安全管理

#### 2. 施工計画書

受注者は、指定された工事用道路の使用開始前に当該道路の維持管理、補修及び使用方法等を施工計画書に記載しなければならない。この場合において、受注者は、関係機関に所要の手続をとるものとし、発注者が特に指示する場合を除き、標識の設置その他の必要な措置を行わなければならない。

- 3. 輸送災害の防止
- 4. 交通安全等輸送計画
- 5. 交通安全法令の遵守

受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(令和2年3月改正内閣府・国土交通省令第1号)、道路工事場場における標示施設等の設置基準(建設省道路局長通知、枢和37年8月30日)、道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について(局長通知平成18年3月31日国道利37号・国道国防第205号)、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について(国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知平成18年3月31日国道利38号・国道国防第206号)及び道路工事保安施設設置基準(案)(建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月)に基づき、安全対策を講じなければならない。

- 6. 工事用道路使用の責任
- 7. 工事用道路共用時の処置
- 8. 工事用道路の維持管理

受注者は、設計図書において指定された工事用道路を使用する場合は、設計図書の定めに従い、工事用道路の維持管理及び補修を行うものとする。

#### 9. 公衆交通の確保

- 10. 水上輸送
- 11. 作業区域の標示等
- 12. 水中落下支障物の処置
- 13. 作業船舶機械故障時の処理
- 14. 通行許可

受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令(平成31年3月改正政令第41号)第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令(令和2年6月改正政令第181号)第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法(令和2年6月改正法律第52号)第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。

## 1-1-35 諸法令の遵守

- (4) 労働基準法(令和2年3月改正 法律第14号)
- (8) 雇用保険法(令和2年6月改正 法律第54号)
- (9) 労働者災害補償保険法(令和2年6月改正 法律第40号)

第3編1-1-16から編入

諸基準類の改定にともなう

諸基準類の改定にともなう

諸基準類の改定にともなう

第3編1-1-16から編入

現行	新	適用
<i>9</i> (1)	机	迎 用
(10) 健康保険法(令和元年5月改正 法律第9号)	(10) 健康保険法 (令和 <mark>2年6月</mark> 改正 法律第 <mark>52</mark> 号)	
(11) 中小企業退職金共済法(令和元年5月改正 法律第16号)	(11) 中小企業退職金共済法(令和2年6月改正 法律第40号)	
(12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律(令和元年6月改正 法律第37号)	(12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律(令和2年3月改正 法律第14号)	
(13) 出入国管理及び難民認定法(平成30年12月改正 法律第102号)	(13) 出入国管理及び難民認定法( <mark>令和元</mark> 年12月改正 法律第 <mark>63号</mark> )	
(14) 道路法 (平成30年3月改正 法律第6号)	(14) 道路法( <del>令和2年6</del> 月改正 法律第49号)	
(15) 道路交通法(令和元年6月改正 法律第37号)	(15) 道路交通法(令和 <mark>2</mark> 年6月改正 法律第 <mark>52号</mark> )	
(16) 道路運送法(令和元年6月改正 法律第37号)	(16) 道路運送法(令和 <sup>2</sup> 年6月改正 法律第3 <mark>6号</mark> )	
(17) 道路運送車両法(令和元年6月改正 法律第37号)	(17) 道路運送車両法 (令和2年3月改正 法律第 <del>5</del> 号)	
(22) 港湾法(令和元年6月改正 法律第37号)	(22) 港湾法 (令和2年6月改正 法律第 <del>4</del> 9号)	
(26) 航空法(令和元年6月改正 法律第38号)	(26) 航空法(令和2年6月改正 法律第 <mark>61</mark> 号)	
(28) 軌道法(平成29年6月改正 法律第45号)	(28) 軌道法 (令和2年6月改正 法律第41号)	
(29) 森林法(平成30年6月改正 法律第35号) (22) 大气活染性小法(巫母30年6月改正 法律第45号)	(29) 森林法 (令和2年6月改正 法律第41号)	
(32) 大気汚染防止法 (平成29年6月改正 法律第45号) (38) 文化財保護法 (平成30年6月改正 法律第42号)	(32) 大気汚染防止法(令和2年6月改正 法律第39号) (38) 文化財保護法(令和2年6月改正 法律第41号)	
(40) 電気事業法(平成30年6月改正 法律第42号)	(40) 電気事業法( <del>令和2年</del> 6月改正 法律第 <del>4</del> 9号)	
(43) 建築基準法 (令和元年6月改正 法律第37号)	(43) 建築基準法 (令和2年6月改正 法律第43号)	
(63) 厚生年金保険法(平成30年7月改正 法律第71号)	(63) 厚生年金保険法( <del>令和2年6</del> 月改正 法律第 <del>40</del> 号)	
(68) 所得税法 (令和元年6月改正 法律第28号)	(68) 所得税法 (令和2年3月改正 法律第8号)	
(69) 水産資源保護法 (平成30年12月改正 法律第95号)	(69) 水産資源保護法 (平成30年12月改正 法律第95号)	
(70) 船員保険法(令和元年5月改正 法律第9号)	(70) 船員保険法(令和2年6月改正 法律第 <del>52</del> 号)	
(71) 著作権法(平成30年7月改正 法律第72号)	(71) 著作権法( <mark>令和2年6月改正 法律第48号</mark> )	
(72) 電波法(令和元年6月改正 法律第23号)	(72) 電波法 (令和 <mark>2</mark> 年4月改正 法律第23号)	
(73) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(令和元年6月改正 法律第20	(73) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(令和 <mark>2</mark> 年6月改正 法律第42	
号) - (74) - 労働行政の保険性の労働等に関する法律(変式の内に見かて、法律等が見)	号) (74) 光斯伊哈尔伊哈州西德加第四部十八社会(全部0年9日北京 社会第14日)	
(74) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(平成29年6月改正 法律第45号)	(74) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(令和2年3月改正 法律第14号)	
(75) 農薬取締法(平成30年6月改正 法律第53号)	(75) 農薬取締法( <mark>令和元年12</mark> 月改正 法律第62号) (81) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(令和2年6月改正 法律第42号)	
(81) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成30年6月改正 法律第67号)	(01) 同即名、関古名寺の移動寺の口屑化の促進に関する法律(予和2年0月以近 法律第42号)	
1-1-38 工事測量	1-1-38 工事測量	
· ··-	3. 仮設標識	
	受注者は、丁張、その他工事施工の基準となる仮設標識を、設置しなければならない。	第3編1-1-17から編入
3. 工事用測量標の取扱い	4. 工事用測量標の取扱い	
4. 既存杭の保全	5. 既存杭の保全	
5. 水準測量・水深測量	6. 水準測量・水深測量	
4.4.00		
1-1-39 不可抗力による損害	1-1-39 不可抗力による損害   1-1-39 不可能力による	
3. その他	3.その他 却の事件20条件2万円担中土7「巫冷老が羊白が毎四老の冷辛業攻ナ会」よっしに其ばしたのにしは、記	
契約書第30条第2項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、設 計図書及び契約書第26条に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等	契約書第30条第2項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、設計図書及び契約書第27条に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受	諸基準類の改定にともなう
受注者の責によるとされるものをいう。	注者の責によるとされるものをいう。	11±+,x0,4,2,1=2,0,0
1-1-44 建設業退職金共済制度の普及について 開発局独自	1-1-44 建設業退職金共済制度の普及について 開発局独自	
<ol> <li>受注者は、自ら雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に共済証紙を貼付しなければならない。</li> </ol>	1. 受注者は、自ら雇用する建退共制度の対象労働者に係る退職金ポイントまたは退職金共済証紙を購入する とともに、当該労働者に対する掛金充当のために必要な就労状況を電子申請専用サイトを通じて機構に適	
W	こともに、当該対象省に対する対金ル当めために必要な私の状況を電子中請等用サイドを通じて機構に過 正に報告し、または当該対象労働者の退職金共済手帳に証紙を貼付しなければならない。	
2. 受注者が下請契約を締結する際は、下請負者に対して、建退共制度の趣旨を説明し、下請負者が雇用す	2. 受注者が下請契約を締結する際は、下請負者に対して、建退共制度の趣旨を説明し、下請負者が雇用する	
る建退共制度の対象労働者に係る共済証紙にあわせて購入して現物により交付すること、又は建退共制 度の掛金相当額を下請代金中に算入することにより、下請負者の建退共制度への加入並びに共済証紙の	建退共制度の対象労働者に係る退職金ポイントまたは退職金共済証紙をあわせて購入すること、または建	
展の街並作当級を下詞れ並中に昇入りることにより、下詞貝名の建選共制及への加入並びに共済証拠の購入及び貼付を促進しなければならない。	退共制度の掛金相当額を下請代金中に算入することにより、下請負者の建退共制度への加入及び掛金納付	
	を促進しなければならない。	
3.	3. 受注者は、建退共制度の発注者用掛金収納書を、電子申請方式の場合は工事契約締結後 40 日以内、退職会共済証料に付する。根本で記録といった。	
工事契約締結当初は工場製作の段階であるため建退共制度の対象労働者を雇用しないこと等の理由によ	金共済証紙貼付方式の場合は工事契約締結後1か月以内に発注者に提出しなければならない。ただし、退職金ポイント購入が口座振替による場合であって、機構の電子申請専用サイトで発行される掛金口座振替	
り、期限内に当該工事に係る収納書を提出できない事情がある場合においては、あらかじめその理由及	申込受付書を提出する場合は、収納書発行後速やかに提出することとする。	
び共済証紙の購入予定時期を書面により申し出なければならない。	なお、工事契約締結当初は工場製作の段階であるため建退共制度の対象労働者を雇用しないこと等の理	
	由により、期限内に当該工事に係る収納書を提出できない事情がある場合においては、あらかじめその理 由及び退職金ポイントまたは退職金共済証紙の購入予定時期を書面(電磁的記録に記録されたものを含	
	田及び返職並バインドよには返職並共列証制の婦人ド定時朔を音画(電域的記録に記録されたものを含む。)により申し出なければならない。	1

現行	新	適 用
4. 受注者は、第3項の申し出を行った場合、請負代金額の増額変更があった場合等において、共済証紙を追加購入したときは、当該共済証紙に係る収納書を工事完成時までに提出しなければならない。なお、第3項の申し出を行った場合又は請負代金額の増額変更があった場合において、共済証紙を追加購入しなかったときは、その理由を書面により申し出なければならない。	4. 受注者は、上記3. の申し出を行った場合、請負代金額の増額変更があった場合等において、退職金ポイントまたは証紙を追加購入したときは、当該購入に係る収納書を工事完成時までに提出しなければならない。なお、上記3. の申し出を行った場合または請負代金額の増額変更があった場合において、退職金ポイントまたは証紙を追加購入しなかったときは、その理由を書面により申し出ることとする。	
5. 共済証紙の購入状況を把握するため必要であると認めるときは、共済証紙の受払簿その他関係資料の提出を求めることがある。 6. 下請負者の規模が小さく、建退共制度に関する事務処理能力が十分でない場合には、元請負者(受注者)に建退共制度への加入手続き、共済証紙の共済手帳への貼付等の事務の処理を委託する方法もあるので、元請負者(受注者)においてできる限り下請負者の事務の受託に努めなければならない。	5. 退職金ポイントまたは退職金共済証紙の購入状況を把握するため必要があると認めるときは、退職金共済 証紙の受払簿その他関係資料の提出を求めることがある。 6. 下請負者の規模が小さく、建退共制度に関する事務処理能力が十分でない場合には、元請負者(受注者) に建退共制度への加入手続及び掛金納付に係る事務等の処理を委託する方法もあるので、元請受注者にお いてできる限り下請負者の事務の受託に努めなければならない。	
第1編 機械設備工事共通編 第1章 総 則 第1節 総 則 1-1-7 支給材料及び貸与品 1.一般事項 機械設備工事にあっては、第1編第1章第1節1-1-16 支給材料及び貸与物件の規定に加え以下の規定によらなければならない。 2.貸与機械の使用 受注者は、貸与機械の使用にあたっては、別に定める「北海道開発局において船舶・機械を請負工事に		第1編1-1-17に編入
使用する場合の事務処理要領」(平成7年2月16日北開局機第147号)によらなければならない。 1-1-8 監督職員による確認及び立会等	1-1-7 監督職員による確認及び立会等	
1-1-9 数量の算出	1-1-8 数量の算出	
1-1-10 工事完成図書及び施工図の納品	1−1−9 工事完成図書及び施工図の納品	
1-1-11 発注者による完成図書等の使用	1-1- <mark>10</mark> 発注者による完成図書等の使用	
1-1-12 品質証明	1-1-11 品質証明	
1-1-13 技術検査	1-1-12 技術検査	
1-1-14 施工管理 1. 適用規定 機械設備工事にあっては、第1編の1-1-23 施工管理の規定に加え以下の規定によらなければならない 2. 品質記録台帳 受注者は、工事に使用した建設資材の品質記録について北海道開発局が定める「建設材料の品質記録保存要領」(平成23年9月20日北開局技管第135号)に基づいて品質記録台帳を作成しなければならない。		第1編1-1-24に編入
1-1-15 <b>工事中の安全確保</b> 1. 適用規定 機械設備工事にあっては、第1編第1章第1節1-1-26 工事中の安全確保の規定に加え以下の規定によらなければならない 2. 建設工事講習災害防止対策要綱 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱(建設事務次官通達、令和元年9月2日)を遵守して災害の防止を図らなければならない。 3. 使用する建設機械		第1編1-1-27に編入
受注者は、土木工事に使用する建設機械の選定、使用等について、設計図書により建設機械が指定されている場合には、これに適合した建設機械を使用しなければならない。ただし、より条件に合った機械がある場合には、監督職員の承諾を得て、それを使用することができる。  1-1-16 交通安全管理  1. 適用規定 機械設備工事にあっては、第1編第1章第1節1-1-32 交通安全管理の規定に加え以下の規定によらなければならない。  2. 工事用道路の維持管理 受注者は、設計図書において指定された工事用道路を使用する場合は、設計図書の定めに従い、工事用道路の維持管理及び補修を行わなければならない。		第1編1-1-33に編入

現行	新	適用
3. 施工計画書     受注者は、指定された工事用道路の使用開始前に当該道路の維持管理、補修及び使用方法等を施工計画書に記載しなければならない。この場合において、受注者は、関係機関に所要の手続をとるものとし、発注者が特に指示する場合を除き、標識の設置その他の必要な措置を行わなければならない。		
1-1-17 工事測量 1. 適用規定 機械設備工事にあっては、第1編第1章第1節1-1-37 工事測量の規定に加え以下の規定によらなければならない 2. 仮設標識 受注者は、丁張、その他工事施工の基準となる仮設標識を、設置しなければならない。		第1編1-1-38に編入
1-1-18 提出書類	1-1-13 提出書類	
1-1-19 管理記録の整理	1-1 <mark>-14 管理記録の整理</mark>	
1-1-20 創意工夫	1-1-15 創意工夫	
1-1-21 担当技術者(工事監督支援業務) 開発局独自	1-1-16 担当技術者(工事監督支援業務) 開発局独自	
1-1-22 その他 開発局独自	1-1- <mark>17</mark> その他 開発局独自	